

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業の実施について

1 背景及び目的

(1) 背景

- ・ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援においては、妊娠届出を早期に受理し、支援を開始することが重要である。
- ・ 妊娠したものの、経済的な理由等により産科受診をためらうケースは一定数存在している。
- ・ 国は、低所得の妊婦に対する経済的負担軽減及び継続的な状況把握による必要な支援の実施を目的に、初回の産科受診料の費用助成制度を創設。新たに創設された伴走型相談支援事業と一体的に行うことで、両事業の効果的な取り組みを進めていくこととしている。

(2) 目的

本事業の実施により、経済的な負担の軽減はもとより、産科受診を促し早期に伴走型相談支援に繋げる。

2 対象

- ・ 市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者であって、住民税非課税世帯又は同等の所得水準である者
- ・ 令和5年4月1日以降の初回産科受診料

3 実施方法

上記の者を対象に、初回の産科受診料の一部または全部を補助する。(償還払い)

4 上限額

1件あたり10,000円

5 スケジュール

令和5年7月1日 事業開始